

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

(新設)

			資料番号	12	担当課	都市計画課
法令名	愛媛県屋外広告物条例	根拠条項	43-1	不利益処分の種類	屋外広告業の登録の取消し等	
<p>(登録の取消し等)</p> <p>第43条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。</p> <p>(2) 第33条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>(3) 第34条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。</p> <p>2 第33条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。</p>						